

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十四号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表企画財政部の項中「改革推進課」を「行政・デジタル改革課」に、

「情報システム課」を「情報システム戦略課」に改め、同表県民生活部の項中

「広聴広報課」を

県民広	報
-----	---

「聴課」に改め、同表産業労働部の項中

シニア活躍推	ウーマノミク
--------	--------

「進課」

「人材活躍支援課」

に改め、同表県土

整備部の項中「水辺再生課」を「河川環境課」に改める。

第六条第一項の表県民生活部の項中「広聴広報課」を「県民広聴課」に改める。

第六条の二改革推進課の項中「改革推進課」を「行政・デジタル改革課」に改め、同項第十二号中「調整（）」の下に「デジタルトランスフォーメーションの推進及び」を加え、同項第十四号中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に改め、同条情報システム課の項中「情報システム課」を「情報システム戦略課」に改め、同項第一号中「改革推進課」を「行政・デジタル改革課」に改め、同条市町村課の項第四号中「情報システム課」を「情報システム戦略課」に改める。

第七条の二広聴広報課の項中「広聴広報課」を「県民広聴課」に改め、同項第一号中「広聴及び広報活動」を「広聴活動」に改め、同項第九号及び第十号を削り、同項第十一号中「及び広報」を削り、同号を同項第九号とし、同項第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、同項第十四号中「及び広報」を削り、同号を同項第十二号とし、同項の次に次の一項を加える。

広報課

- 一 広報活動の総合的企画及び調整に関すること。
- 二 広報刊行物の発行に関すること。
- 三 テレビジョン、ラジオ、新聞等による広報に関すること。
- 四 インターネットによる広報に関すること。
- 五 前各号のほか、広報に関すること。

第九条保健医療政策課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

- 十三 地方独立行政法人埼玉県立病院機構に関すること。

第九条食品安全課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

- 十一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行（農林水産物又は食品（厚生労働大臣を主務大臣とするものに限る。）に係る事務のうち、保健所及び食肉衛生検査センターにおいて所掌するものを除く。）に関すること。

第九条薬務課の項第九号中「薬事工業生産動態統計」を「薬事経済調査等」に改め、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同項第十三号中「医薬分業」を「かかりつけ薬剤師・薬局」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。

第十条産業支援課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条雇用労働課の項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十七号中「労働者の福祉」を「労使関係の安定」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十八号中「労働者の福祉」を「労働団体」に改め、同号を同項第十五号とし、同条シニア活躍推進課の項及びウーマノミクス課の項を次のように改める。

人材活躍支援課

- 一 女性の就業環境の整備促進に関すること。
- 二 女性の就業支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

- 三 高齢者の就業支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

- 四 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行に関すること。

- 五 外国人材の就業支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関する

ること。

六 地域振興センターとの連絡調整（埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（多様な働き方推進課において所掌するものを除く。）及び高年齢者の就業支援に係るものに限る。）に関すること。

七 前各号のほか、埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（多様な働き方推進課において所掌するものを除く。）に関すること。

多様な働き方推進課

一 働き方改革（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

二 事業所内保育所の設置の促進に関すること。

三 労働教育に関すること。

四 労働福祉団体の指導及び育成に関すること。

五 労働福祉施設に関すること。

六 労働者協同組合法の施行に関すること。

七 地域振興センターとの連絡調整（埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（多様な働き方推進に係るものに限る。）及び労働者の福祉に係るものに限る。）に関すること。

八 前各号のほか、埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（多様な働き方推進に係るものに限る。）及び労働者の福祉に関すること。

第十一条農業ビジネス支援課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二十一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行（農林水産物又は食品（農林水産大臣を主務大臣とするものに限る。）に係る事務のうち、水産研究所において所掌するものを除く。）に関すること。

第十一条森づくり課の項中第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号とし、第十七号の次に次の三号を加える。

十八 森林経営管理法の施行に関すること。

十九 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

二十 埼玉県森林環境譲与税基金（会計管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

第十二条道路街路課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 交通安全施設等整備事業（歩道、自転車道及び交差点の整備並びに横断歩道橋の設置に係るものに限る。）に関すること。

第十二条道路環境課の項第二号中「交通安全施設等整備事業」の下に「(道路街路課において所掌するものを除く。)」を加え、同条水辺再生課の項中「水辺再生課」を「河川環境課」に改める。

第十三条市街地整備課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条建築安全課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行(他の機関において所掌するものを除く。)に関する事。

第十四条第四号中「総合調整幹等」を「統括参事等」に改める。

第二十五条の二第一項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務(農林水産物又は食品(厚生労働大臣を主務大臣とするものに限る。)に係る事務のうち、食品関係営業施設(と畜場及びと畜場に併設する食肉処理業の施設を除く。)に係る衛生証明書の発行及び適合施設の認定等に限る。)に関する事。

第五十三条の三中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務(農林水産物又は食品(厚生労働大臣を主務大臣とするものに限る。)に係る事務のうち、と畜場及びと畜場に併設する食肉処理業の施設に係る衛生証明書の発行及び適合施設の認定等に限る。)に関する事。

第五十三条の四第三項に次の一号を加える。

五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務(農林水産物又は食品(厚生労働大臣を主務大臣とするものに限る。)に係る事務のうち、と畜場及びと畜場に併設する食肉処理業の施設に係る衛生証明書の発行及び適合施設の認定等に限る。)に関する事。

第七十九条の五中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務(農林水産物又は食品(農林水産大臣を主務大臣とするものに限る。)に係る事務のうち、水産物に係るものに限る。)に関する事。

第三百三十一条の十五第二項中「それぞれ」を削り、同項の表埼玉県越谷建築安全センターの項を削る。

第三百三十八条中「部又は室を」を「部を」に、「課又は科を」を「科を」に改め、同条の表局名の項中「部又は室名」を「部名」に、「課又は科名」を「科名」

に改め、同表医療局の項中「、リハビリテーション工学科」を削る。

第百八十七条の表埼玉県本人確認情報保護審議会の項中「ニホクグメノヒトシヨウギ」を「ニホクグメノヒトシヨウギ」に改め、同表上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会の項を削る。

第百八十八条第一項の表本庁の項中「総合調整幹」を「統括参事」に、「並びに」を「、部局間連携の推進に関する事務並びに」に改め、同表企画財政部の項中「行政改革・ICT局長」を「行政・デジタル改革局長」に、「、情報通信技術の企画及び立案等」を「及び情報通信技術に係る政策の企画及び立案等」に改め、同表県民生活部の項を次のように改める。

県民生活部	県民共生局長	上司の命を受け、県民生活の向上及び共生社会づくりの推進に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	スポーツ局長	上司の命を受け、スポーツに係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第一項の表環境部の項中「環境政策」を「温暖化対策及びエネルギー政策」に改め、同条第三項の表本庁の項を次のように改める。

本庁	企画参与	知事の命を受け、特に指定された重要事項を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	広報戦略幹	上司の命を受け、報道及び広報の連携に関する事務その他特に指定された事務を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	副報道長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、報道長を助け、これらの事務を処理するため、職

	室長付	員を指揮監督する。
	副室長	上司の命を受け、上司の所掌する職務のうち、特定事務に従事する。
	会計管理者付	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		上司の命を受け、会計管理者の特定事務に従事する。

第百八十八条第三項の表産業労働部の項を次のように改める。

産業労働部	次世代産業幹	上司の命を受け、特定の地域への産業の集積に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	経済対策幹	上司の命を受け、経済の回復及び成長並びに雇用の確保に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

第百八十八条第三項の表センターの項の次に次のように加える。

行政・デジタル改革課 タル改革課 及び情報システム戦略課	デジタル政策幹	上司の命を受け、情報通信技術に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
------------------------------------	---------	--

第百八十八条第三項の表広聴広報課の項中「広聴広報課」を「県民広聴課」に改め、同条第四項中「副総合調整幹」及び「副総合調整幹にあつては総合調整幹、」を削り、「総合調整幹を」を「統括参事を」に改め、同項第六号中「総合調整幹」を「統括参事」に改める。

第九十二条第三項の表地域機関の項中「埼玉県総合リハビリテーションセンター」の下に「にあつては副センター長及び病院長」を加える。

別表第六専門員の項の前に次のように加える。

主任専門員

上司の命を受け、守衛、庁務、炊事、清掃又は洗濯の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

第二条 埼玉県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第九条食品安全課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を發せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

企画財政部改革推進課	企画財政部行政・デジタル改革課
企画財政部情報システム課	企画財政部情報システム戦略課
県民生活部広聴広報課	県民生活部県民広聴課
県土整備部水辺再生課	県土整備部河川環境課